

# 上州山中領における御巢鷹山と山林政策の変遷(上)

佐藤 孝之

はじめに

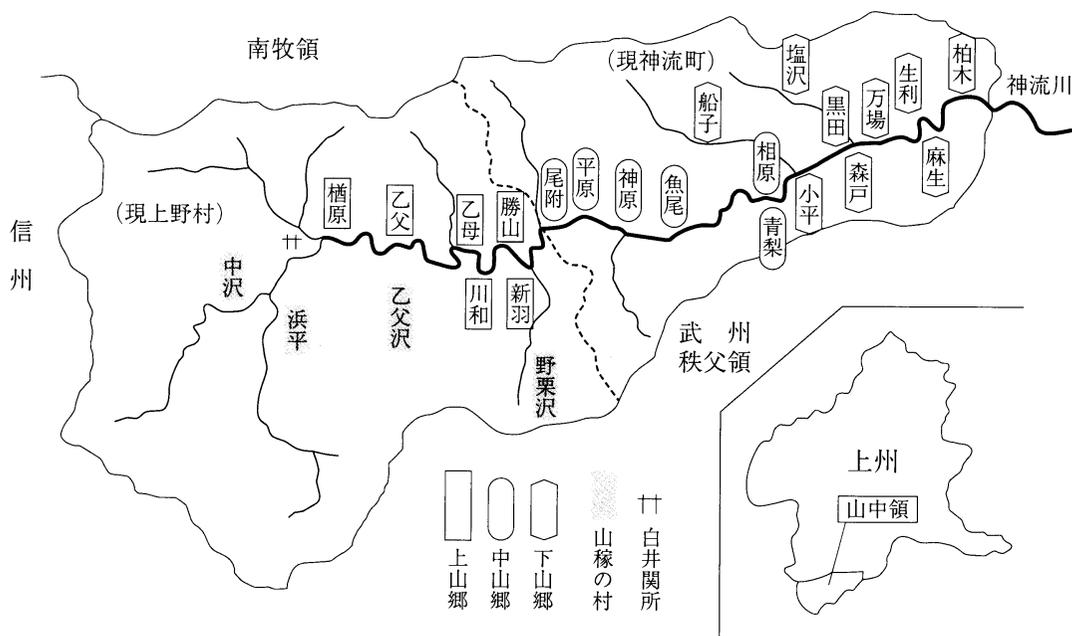
- 一 山中領における御巢鷹山制
  - (一) 御巢鷹山の概況
  - (二) 御鷹見役と高役免除
- 二 御巢鷹山支配の展開と御巢鷹上納
  - (一) 山内取締と生業規制
  - (二) 御巢鷹上納の変遷  
(以下次号)

はじめに

本稿は、筆者が取り組んでいる江戸幕府の山林政策の展開と在地における対応関係を解明する作業のひとつである。すでに筆者は、本紀要上において二度にわたり、上州山中領<sup>さんちゆう</sup>を対象に幕府の御林政策の展開と村々の対応、および御林を含む山林管理の中心に位置した山守(御林守)制の成立

と再編について論じているが、本稿ではこれらをうけ同じく山中領を舞台に、前稿①②では本格的に触れなかった御巢鷹山制(御巢鷹山とそれを維持するためのシステム)について検討を加えることにしたい。

上州山中領は、第1図に示したように、上州南西部の武州・信州と国境を接する山間地域に位置し、現在の群馬県多野郡上野村・同郡神流町<sup>かんる</sup>にある。周辺をみると、北側は上州南牧領<sup>なんしゆく</sup>、東側は上州鬼石領、南側は武州秩父領、西側は信州佐久郡である。江戸時代には二二の村があり、上山郷・中山郷・下山郷の三郷に地域区分されていた。慶長三年(一五九八)と元禄七・一〇年(一六九四・九七)の二度総検地を受け、元禄検地において二二の村が確定するが、それらの村々のなかには多数の枝郷を持つ村が少なくない。これは、山間の谷間に点在する村々が、元禄検地の際に神流川沿いの比較的大きな村を中心に二二の村に統合され、本村一枝郷という関係が形成されたためである。<sup>(2)</sup>第1表は、元禄検地によって把握された村高を示したものであるが、いずれも山間地域に特徴的な小高の村であり、耕地はすべての村で畑方のみとなっており、畑方のうちでは切代畑(焼畑)が



第1図 山中領の村々

第1表 山中領村々の村高

郷	村名	村高
上山郷	石	192.373
	榑原村	116.187
	乙父村	47.881
	乙母村	37.863
	川和村	67.349
	勝山新野栗沢村	83.883
中山郷	野栗沢村	11.691
	尾附村	34.612
	平原村	113.240
	神原村	157.513
	魚尾村	183.810
下山郷	青梨村	59.891
	万場村	71.368
	塩沢村	168.553
	森戸村	142.347
	生利村	41.380
	麻生村	233.219
	柏木村	75.658
	黒田村	118.778
船子村	106.000	
	小平村	118.836
	相原村	158.267

多くを占めていた。また、山中領には二名の割元が存在し、中山郷神原村(なつかまら)名主の黒沢氏が上山郷・中山郷を管轄し、万場村名主の黒沢氏が下山郷を管轄していた。<sup>(3)</sup> なお、神流川に沿って信州と結ぶ十石街道が通っており、上山郷榑原村の枝郷白井には関所が置かれていた。

次に、前稿①②において解明した幕府の御林政策の展開と、山守制の成立・再編について、その概要を述べておきたい。正徳三年(一七三三)に、代官等による山内見分が実施され、それに伴って山稼ぎの全面禁止措置が取られ、翌年には榑原村の枝郷浜平・中沢、乙父村の枝郷乙父沢、野栗沢村に御林が設定された(後掲第2図参照)。これに対し、浜平・中沢・乙父沢・野栗沢村の四ヶ村では、「山稼の村」であることを主張して山稼の再開を求める訴願を展開し、その結果一部の山稼の再開が認められた。

四ヶ村のうち浜平・中沢の両村はさらに訴願を続け、享保四年(一七一九)に御林のなかに「稼山」が認められることになった(御免許稼山)。この御免許稼山制は、笹板・横木・木履木・桶木の四品に限り、一ヶ月あたりの出荷数を定め、期間を二月から一〇月までとし、山稼荷物には極印を打ち、白井関所で極印鑑と照合のうえ領外(下仁田市)に売り出すという仕組みであり、両村は白井関所に対して改方経費として勿銭を支払った。

御免許稼山制の施行に伴って任命されたのが山守であり、山稼荷物への極印打ちは山守の職務であった。ただし、御免許稼山の管理のみが山守の職務ではなく、御林や本稿で取り上げる御巢鷹山を含む「惣山」の支配、すなわち「山内御用」を職務としたのであった。

実は、正徳四年(二七二四)の御林設定時に、割元から山守設置構想が出されたが、この時には実現せず、御林・御巢鷹山の支配は割元の「加役」とされたのであった。その後、享保年間に入り再び山守設置の請願がなされ、享保四年(二七一九)の御免許稼山制施行と同時に山守が設置された。

山守は三名任命され、割元二名(黒沢覚右衛門・黒沢八右衛門)が兼務するとともに、御免許稼山の地元である檜原村の名主黒沢治部右衛門が就任した。こうして、正徳の御林設定時には割元の「加役」とされた「山内御用」は、享保四年には山守が任命されその職務となり、扶持米の支給も受けられることになった。

このように、山守三名のうち二名は割元が兼務していたことから、割元と山守は不可分の関係であった。しかし、享保一二年(二七二七)頃から山守の辞職問題が起り、同一四年(二七二九)に黒沢覚右衛門が、同一七年(二七三二)には黒沢玖内(八右衛門)が山守を辞職してしまう事態となる。代わって、上山郷乙父村の名主黒沢勝右衛門が、檜原村名主黒沢治部右衛門とともに山守を勤めることになり、ここに山守は割元と一線を画する存在となった。

また、山守が割元兩名を含む三名体制の時期には、浜平に会所が設置され、そこに目代が駐在していた。享保一四年(二七二九)には、御巢鷹山の支配に当たっていた御鷹見を山守の「下役」に置く構想が浮上した。御鷹見役は、浜平と野栗沢村によって担われていたが、この構想に対し野栗沢

村が反対し、結局浜平と中沢に「下役」が置かれることになった。

以上が、御林の設定と山守の設置をめぐる経緯の概略であるが、本稿で取り上げる御巢鷹山については、中島明氏の先駆的な研究があり、『群馬県史(通史編)』や『群馬の林政史』・『上野村の歴史』でも概略が述べられている。<sup>(5)</sup>一方、須田努氏が石高外領域への公儀支配の浸透と役負担という観点から、本格的に御巢鷹山を取上げているが、これらの成果も踏まえて、本稿では山中領の御巢鷹山制について改めて確認し、ついで御巢鷹山・御林を含めた山林政策の動向を追究する。これによって、山林利用をめぐる幕府の政策と地域の対応関係を多面的に明らかにする一環としたい。なお、時期的には、山守制が発足し、さらに再編される享保期までを扱うことになる。

## 一 山中領における御巢鷹山制

### (一) 御巢鷹山の概況

山中領には御巢鷹山(御鷹山)が設定されていて、その支配のために御鷹見が存在していたが、<sup>(7)</sup>まず第2表によって確定された段階の御巢鷹山について確認しておこう。表示のように、山中領全体で三六ヶ所の御巢鷹山が設定されていたのであるが、その大半は上山郷に存在していたことがわかる。とりわけ最奥部になる檜原村・乙父村には全体の半数におよぶ御巢鷹山が集中していた。在地において、これらの御巢鷹山の支配に当たっていたのが御鷹見であるが、上山郷の御巢鷹山は檜原村の枝郷浜平と野栗沢村の御鷹見が担当し、中山郷・下山郷の御巢鷹山は平原村の枝郷八倉と神原

村の御鷹見が担当していた。そして、上山郷の場合には、楢原村の全部と乙父村のうち笠丸御巢鷹山は浜平御鷹見の管轄、それ以外の御巢鷹山は野栗沢村御鷹見の管轄であった。

なお、大入道御巢鷹山は南牧領楢沢村に所在するが、浜平御鷹見の管轄下に置かれていたため、山中領の御巢鷹山に含められていた。一方、御鷹見の存在しない下山郷生利村の千乃沢御巢鷹山に関しては、次のようにいわれている。元禄四年(二六九一)の中山郷・下山郷の御巢鷹山手形に「千之沢・人穴山之儀者、古来より秩父領上吉田之内女形村甚右衛門御巢鷹相守候へ共、近年ハ御鷹上り不申、其上他領ニ御座候故、甚右衛門判形不仕候」とあり、さらに正徳三年(一七二二)の「山中領御林相守候致方」という史料に「千ノ沢人穴一ヶ所ハ、御巢鷹見先年武州秩父領女方村ニ而御巢鷹見仕候由、近年ハ御代官所相分り候ニ付、御巢鷹見無御座候」とあるように、元は秩父領上吉田村の枝郷女形の甚右衛門が御鷹見を務めていたが、正徳年間には、代官所の管轄が代わり御鷹見は存在しないという。

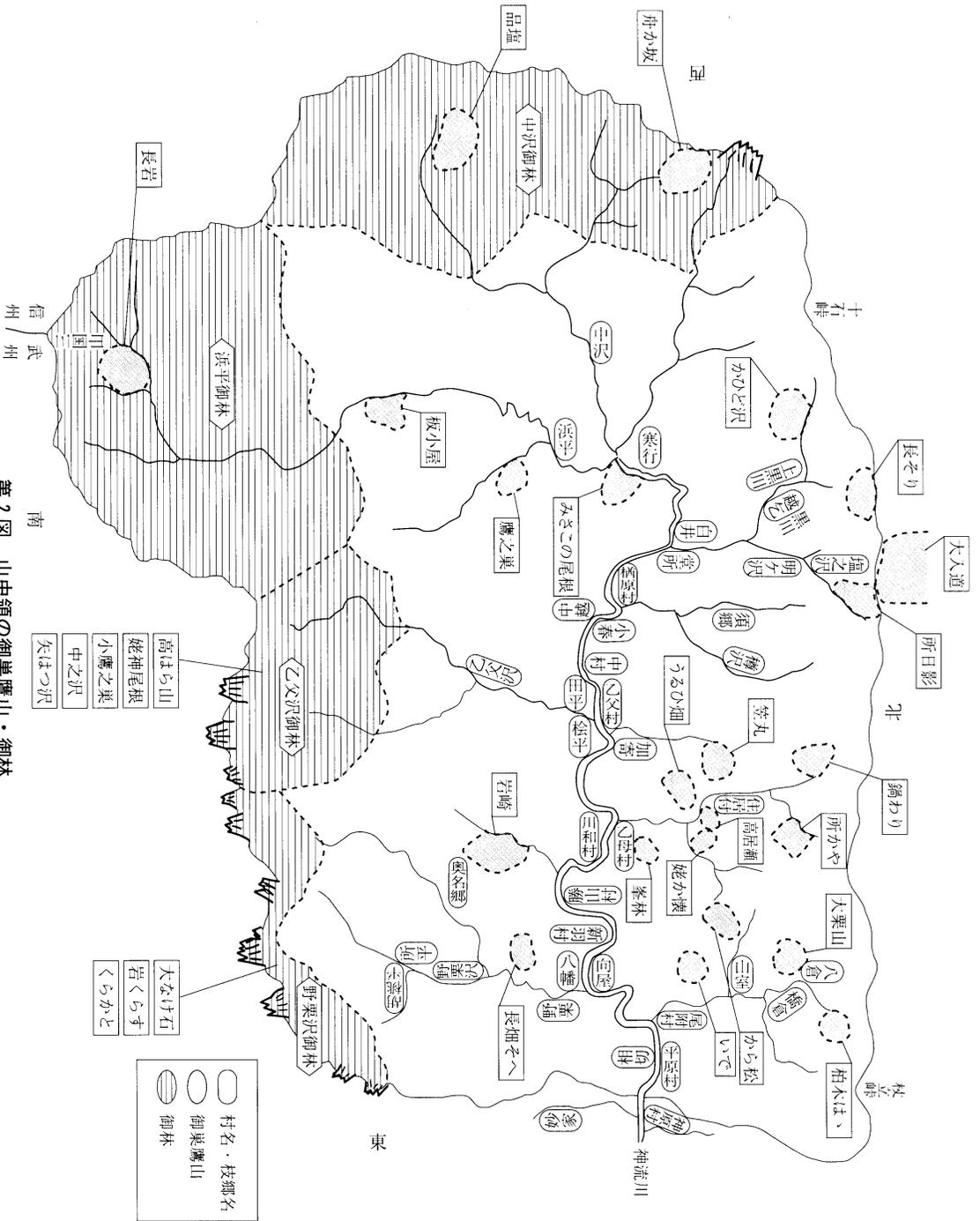
第2図は、神原村から奥に所在する御巢鷹山を明示したものである。図には四ヶ所の御林も示してあるが、楢原村では浜平山に属する長岩御巢鷹山の一ヶ所、中沢山に属する舟か坂・品塩御巢鷹山の二ヶ所、乙父村では乙父沢山に属する高はら山・姥神尾根・小鷹之巢・中之沢・矢はつ沢御巢鷹山の五ヶ所、野栗沢村の野栗沢山に属する大なけ石・岩くらす・くらかと御巢鷹山の三ヶ所の御巢鷹山については、それぞれの御林のなかに含まれている。<sup>11)</sup>

さて、第2表に示した三六ヶ所の御巢鷹山は、享保五年(一七二〇)六月の史料によるものであるが、正徳四年(一七二四)四月の「上山郷村鑑」<sup>12)</sup>によれば、上山郷には第2表と同じ二七ヶ所の御巢鷹山が書上げられている

ので、同年の段階で山中領全体で三六ヶ所の御巢鷹山が設定されていたとみてよいだろう。ところが、その前年の正徳三年(一七二二)閏五月の史料によれば、山中領全体で三三ヶ所になっている。これを第2表と比べると、中山・下山郷については変わりないが、上山郷については二四ヶ所になっている。具体的には、第2表における乙父沢山の高はら山・小鷹之巢・中之沢御巢鷹山の三ヶ所、浜平山のみさこの尾根御巢鷹山一ヶ所が新たに加わり、浜平山の日影長岩・日向長岩御巢鷹山の二ヶ所が長岩御巢鷹山一ヶ所に統合され、差し引き三ヶ所の増加となっている。前述したように、正徳三年から四年にかけて山内見分が実施され、御林四ヶ所が設定されたのであるが、この過程で御巢鷹山にも若干の変動がみられ、三三ヶ所から三六ヶ所になったのである。

ところで、山中領の御巢鷹上納の始原については、「御入国之時分より御巢鷹上納仕候様、拙者共親々より語伝ニ御座候」というように、徳川家康の関東入国時から御巢鷹を上納したという伝承があるものの、御巢鷹山の設置に関する確かな根拠が存するわけではなく、その詳細は不明といわざるを得ない。御巢鷹の上納と御巢鷹山の指定が同時とはいえず、三十数ヶ所の御巢鷹山が同時に指定されたともいえないが、正保年間(一六四四〜一六七)頃より御巢鷹山の取締に関わる史料が残存しているので(後掲第4表参照)、その頃には御巢鷹山の多くが指定されていたのではないか。

そして、貞享二年(一六八五)六月の楢原村の御巢鷹山取締請書(後掲「史料11」の一ヶ条目)によれば、同村で一〇ヶ所の御巢鷹山が書き上げられており、元禄四年(二六九一)閏八月の中山・下山郷御巢鷹山手形によれば、やはり両郷の正徳三年(一七二二)時と同じ御巢鷹山が書き上げられている<sup>13)</sup>ことから、一六〇〇年代末頃には、正徳三年時の御巢鷹山がほぼ出揃って



第2図 山中領の御巢鷹山・御林

上州山中領における御巢鷹山と山林政策の変遷(上)

第2表 山中領の御巢鷹山一覧(享保5年)

郷	村名	山名	御巢鷹山名	ヶ所数	御鷹見の村
上 山 郷	榑原村	浜平山	鷹之巢御巢鷹山	1ヶ所	浜平
			板小屋御巢鷹山	1ヶ所	
			長岩御巢鷹山	1ヶ所	
			みさこの尾根御巢鷹山	1ヶ所	
		中沢山	品塩御巢鷹山	1ヶ所	
			舟か坂御巢鷹山	1ヶ所	
		黒川山	かひど沢御巢鷹山	1ヶ所	
	長そり御巢鷹山		1ヶ所		
	塩野沢山	所日影御巢鷹山	1ヶ所		
	檜沢山	大入道御巢鷹山	1ヶ所		
	乙父村	乙父村山	笠丸御巢鷹山	1ヶ所	野栗沢
			鍋わり御巢鷹山	1ヶ所	
		住居付山	所かや御巢鷹山	1ヶ所	
			高居瀬御巢鷹山	1ヶ所	
		乙父沢山	高はら山御巢鷹山	1ヶ所	
			姥神尾根御巢鷹山	1ヶ所	
			小鷹之巢御巢鷹山	1ヶ所	
			中之沢御巢鷹山	1ヶ所	
			矢はつ沢御巢鷹山	1ヶ所	
乙母村		乙母村山	峯林御巢鷹山	1ヶ所	
	姥か懐御巢鷹山		1ヶ所		
	うるひ畑御巢鷹山		1ヶ所		
勝山村	勝山村山	岩崎御巢鷹山	1ヶ所		
新羽村	野栗山	長畑そへノ御巢鷹山	1ヶ所		
野栗沢村	野栗沢山	大なけ石御巢鷹山	1ヶ所		
		岩くらす御巢鷹山	1ヶ所		
		くらかと御巢鷹山	1ヶ所		
		から松御巢鷹山	1ヶ所		
中 山 郷	平原村	山室山	いで御巢鷹山	1ヶ所	八倉・神原
			大栗山御巢鷹山	1ヶ所	
		橋倉山	柏木は、御巢鷹山	1ヶ所	
	土谷山	笹沢かくら御巢鷹山	1ヶ所		
	平原村	持倉山		1ヶ所	
	魚尾村	魚尾山	あいのかや御巢鷹山	1ヶ所	
下 山 郷	舟子村	樺森山		1ヶ所	
		大和田峯御巢鷹山	1ヶ所		
	塩沢村	塩沢山	赤久縄御巢鷹山	1ヶ所	
		高塩山		1ヶ所	
生利村	生利村山	千乃沢御巢鷹山	1ヶ所	御鷹見なし	

註 高崎市立図書館蔵「旧黒沢覚太夫家文書」72による。但し、「御鷹見の村」については、上野村榑原「高橋真一家文書」97・190、神流町万場「黒沢建広家文書」382等による。

いたことが窺われる。但し、元禄一二年(一六九九)閏九月の史料には「野栗沢村ニ御巢鷹山拾五ヶ所、濱平村ニ拾ヶ所、合而式拾五ヶ所之御巢鷹山」とあり、浜平の一〇ヶ所は貞享二年時と同数であるが、野栗沢村の一五ヶ所は正徳三年時の一三ヶ所より二ヶ所多く、この間に指定解除や統合があったことを推測させる。

あるが、少なくとも正保期頃までには御巢鷹山の多くが設定されたと思われる、それ以降においても若干の変動を経ながら、最終的に第2表に示した三六ヶ所となったといえる。

(二) 御鷹見役と高役免除

以上のように、個々の御巢鷹山の指定時期を明らかにすることは困難で

それでは次に、御巢鷹山の支配に当たった御鷹見について検討すること  
にしよう。山中領の御鷹見について須田努氏は、寛文八年（一六六八）四月  
の御巢鷹山荒しに対する黒川村の詫証文（第4表No.9）の宛所四名に、「御  
鷹見衆」と記されていることをもって、「御鷹見衆といった特定の役負担  
者（集団）が、固有名詞として初めて登場」したのであり、「御鷹見役の確  
定がなされ」たと指摘している。しかし、これをもって「御鷹見役の確  
定」といえるであろうか。すなわち、これより以前の寛文五年（一六六五）  
二月に、黒川村が差し出した御巢鷹山荒し詫証文（第4表No.8）の宛所に、  
個人名こそ記されていないが「はま平村御鷹見衆」とあり、本文中にも  
「かいと沢と申所之御鷹山を、當村清十郎・六郎左衛門・善十郎右四人之  
者度々切嵐（ツツ）申候ニ付て、名主と御鷹見衆 御公儀様へ被御申上候処」と  
ある。さらに遡って、明暦元年（一六五五）六月に、浜平村の長右衛門ら四  
名に宛てた手形後掲（史料2）の文中にも「黒川山江 御鷹見衆被参候而」  
とあり、宛所の四名が「御鷹見衆」であることは疑いない。中山郷にも目  
を向ければ、慶安四年（一六五二）七月の鉄炮書上に、「壺丁ハ、御鷹見や  
うちんつ、ぬいの助」とあって、鉄炮（用心筒）所持者の一人として  
「御鷹見」の「ぬいの助」が登場している<sup>(21)</sup>。前述の寛文八年の黒川村詫証  
文が、個人名に「御鷹見衆」と記した初見であることは筆者も否定しない  
が、寛文八年以前にも「御鷹見衆」と称する人々は存在しており、同年を  
もってとりわけ画期とはいえないのではないかと。

ともあれ、次の史料によって、御鷹見の職務の概要を窺ってみよう。

〔史料1〕<sup>(22)</sup>

乍恐以口上書申上候

一 野栗沢村御巢鷹山拾ヶ所・濱平拾五（ケ）所、合式拾五ヶ所之御巢鷹山、

上州山中領における御巢鷹山と山林政策の変遷（上）

先規方大切ニ相守、信州・秩父國境迄春之彼岸方六月迄者山廻を致  
御巢鷹見出シ差上申候節ハ、御褒美頂戴仕候、正月方春之ひかん迄  
之内、又者七月方極月迄、度々右御巢鷹山廻り、荒シ不申候様ニ政  
道仕候御事

一 御巢鷹山、我々共先年方御預り申、荒シ不申候様ニ相守申候ニ付、  
御代官様御替目之節者、右之御巢鷹山荒不申候様ニ相守可申と、證  
文差上ヶ申候、就夫御巢鷹山荒候節ハ、御江戸迄参候而、度々御  
註進申上、御巢鷹山荒シ不申候様ニ相守申候御事、  
（天和元年）

一 拾九年以前方御巢鷹差上ヶ不申候以後茂、御巢鷹山荒シ不申候様ニ  
と被仰付、御代官様御替目之節者、御巢鷹山御預り申證文差上ヶ申  
候、其上御巢鷹差上ヶ不申候以後、天和三々ノ年、南牧領之内大仁  
田村方御巢鷹山荒シ申候ニ付、御江戸迄参候而、松田又兵衛様・間  
瀬吉太夫様申上候所ニ、岡登次郎兵衛様へ拙者共ニ御状御添被遣  
候ニ付、岡登次郎兵衛様へ御訴詔申上候得者、御詮儀之上、大仁田  
村之百姓四人、下仁田村江籠舎ニ被仰付、出籠被仰付候節、大仁田  
村方證文御取被遊、拙者共名主方へ右之證文被下置候御事、

一 當拾九年以前方御巢鷹差上ヶ不申候ニ付、拙者共油断仕候者御巢鷹  
山荒シ可申と存、毎度御巢鷹差上ヶ候時分方者、近年別而油断不仕  
度々山廻り仕、御巢鷹山荒シ不申候様ニ相守申候御事、

一 先年方御巢鷹山相守申候ニ付、野栗沢村・濱平村高役不仕候御事、  
一 野栗沢村高拾壺石六斗九升壺合、濱平村高六石四斗六合、少々  
高三而御座候所ニ、只今ニ罷成高役為致可申候と、上山惣百姓御訴  
詔申上候、何共迷惑ニ奉存候、前々之通り被仰付被下候様ニ奉願候、  
以上、

元禄十三年卯ノ壬九月日

野栗沢  
権三郎

同  
久兵へ

濱平  
甚兵へ

同  
庄兵へ

同  
小右衛門

御代官様

上州一ノ宮ニて上申候、

御代官山本賀平太様ニ、

これは、元禄一二年(二六九九)閏九月の野栗沢・浜平の御鷹見より代官宛の高役をめぐる願書である。高役については後述することとし、一ヶ条目をみると、野栗沢村と浜平の御鷹見の管轄する御巢鷹山数と、「山廻」について記されている。「山廻」は、①春の彼岸から六月まで、②正月から春の彼岸まで及び七月から極月まで、の二種が記されているが、①は御巢鷹を探索するための「山廻」で、②は御巢鷹山の管理・保全のための「山廻」といえる。二ヶ条目では、御巢鷹山の保全に努め、代官の交替時には「證文」(三ヶ条目にある「御巢鷹山御預り申證文」)を差し出している旨が記されるとともに、三ヶ条目では天和元年(二六八二)より御巢鷹の上納はしていないが、御巢鷹山の支配は引き続き行なっていることを、南牧領大仁田村による御巢鷹山荒しへの対処に言及しながら述べている。

このように、御鷹見は年間を通じて「山廻」を行なうなど、御巢鷹山の管理・保全に万全を期し、また御巢鷹の発見・上納(元禄一二年当時は中断

していたが)に当たっていたのであり、「山廻」の際には地元(の村)に案内などの協力が求められた。

〔史料2〕(第4表No.5)

(前欠)

一黒川山江 御鷹見衆被参候而、あんない仕候様ニ与、各々御申候間、三日あんない仕候所実正也、与左衛門あんない可仕と申候を、平衛門おさへ候と申者、大之偽りにて御座候、後日に誰人成り共、あんない不被仕候と申者御座候者、何時成り共我等共罷出、急度可申分候、為後日之手形如件、

黒河村

与左衛門(印)

于時  
明暦元年  
未ノ六月廿三日

縫殿衛門(印)

三郎衛門(印)

茂衛門(印)

長 衛 門 殿

濱平村 二郎左衛門殿

助 兵 衛 殿

宮内衛門殿参

これによれば、黒川山へ「御鷹見衆」がやってきた際に、その指示で黒川村では三日間案内をしたことが述べられている。また、元禄一四年(一七〇二)一二月に塩之沢村から差し出された詫証文(第4表No.22)に、「山廻り之儀者、毎月村中順番ニ而式人宛山廻り致、御巢鷹山少も荒シ不申様ニ相守可申候」とあるように、地元村人による「山廻り」も行なわれていた。御鷹見の下役として「横目」が存在していたことも知られるので、次にこの点に触れておこう。

〔史料3〕(第4表No.10)

手形之事

一此度、御鷹山之近所江、當村之清十郎火を落候処ニ、名主・御鷹見・横目衆殊外御断被成候処、何共めいわくいたし、各々頼入御訴詔仕候得者、重而之次而追御済シ被下候、以来ニおゐて御鷹山へ御無沙汰申候ハ、此證文以 御公儀様江御披露被成、所を御御拂被成候共、少も御恨ニ存間敷候、為後日如此手形進候、仍如件、

寛文八年申ノ十二月十五日

黒川村	清十郎(印)
證人組之者	勘左衛門(印)
名主	善七郎(印)
五左衛門殿	与四右衛門(印)
御鷹見衆	与三郎(印)
横目衆	

これは、寛文八年(一六六八)に、黒川村の清十郎が御巢鷹山の近所で火を落としたことに対する詮証文であるが、本文中および宛所に橋原村の名主(五左衛門)・御鷹見(衆)と並んで「横目衆」とある。また、中沢村が御巢鷹山荒しをしない旨を誓約した天和三年(一六八三)極月の証文(第4表No.14)の宛所に、浜平の「御鷹見衆」と並んで「よこ目六兵衛」とみえてゐる。これらは浜平の横目であるが、次に掲げるのは元禄三年(一六九〇)に、中沢に横目が置かれた際の史料である。

〔史料4〕(第4表No.18)

出シ手形之事

一従先規御政道被成候舟か坂与申御巢鷹山ニ而かれ木切、何れ茂様与

上州山中領における御巢鷹山と山林政策の変遷(上)

我等とも御断を請、此度 御公儀様江被仰上候處を、佗言仕候得者先あひのべ被下候、重而彼御鷹山者不及申ニ、其外之御鷹山ニ而かれ木・下草成共切取申間敷候、若此以後ニおひて我ま、致、御鷹山之近所江成共さわり候ハ、早足 御公儀様へ被仰上候とも、於其時ニ者御恨ニ存間敷候、横目被申付候上者、一ヶ月ニ二度三度宛、□□之御鷹山へ山廻可仕候、若他所与参候而木之かわはぎ候共、成程吟味可仕候、於御鷹山ニ少茂御無沙汰仕間敷候、為後日證文仍如件、

元禄三年午ノ二月晦日	六兵衛(印)
庄兵衛殿	源兵衛(印)
濱平村 甚兵衛殿	作左衛門(印)
何れも御鷹見衆へまいる	喜左衛門(印)
	安兵衛(印) 権九郎(印)
	三郎右衛門(印) 小兵衛(印)
	平三郎(印) 喜兵衛(印)
	甚六郎(印) 四郎兵衛(印)
	善九郎(印) 庄左衛門(印)

このように、中沢に属する舟か坂御巢鷹山での枯木伐採事件を機に、同村に「横目」が命じられたことが記されているが、その職務は一ヶ月に二・三度宛御巢鷹山の山廻を行ない、他所からやつて来て「木之かわはぎ」をするような者がいたら吟味をするなど、御巢鷹山の取締に当たるといのである。横目に關する史料はこの限りであり、恒常的に置かれたものではないかも知れないが、御鷹見の補助役とみられよう。

さて、〔史料1〕の五ヶ条目に簡潔に述べられているように、御鷹見役

を務める浜平・野栗沢両村は「高役」を免除されていた。すなわち、須田氏も指摘しているように、御鷹見役は個人に対して賦課されたのではなく、浜平・野栗沢という「村」に対して賦課されたのであり、その代償として高役免除を認められていたのである。浜平と野栗沢村は、まさに「御鷹見の村」であったといえる。

そして、のちの史料になるが、享保一四年(一七二九)の代官交替時に浜平から差し出された披露書に、「御巢鷹山拾壹ヶ所、拙者共御政道仕来り候故、上山郷六ヶ村ニ而濱平高役仕埋メ来り申候」とあり、浜平の高役の免除分は上山郷六ヶ村で「仕埋メ」ていたのである。また、翌一五年に野栗沢村の御鷹見から代官に差し出された願書にも、「御巢鷹山拾六ヶ所ニ而、先規方御巢鷹、野栗沢村ニ而見立指上来り申候、御巢鷹御ちやうじ之内も、弥無断絶御山廻仕、大切ニ立置申候、此高役以上山郷ニ而仕埋被致来申候」とあって、野栗沢村の高役も上山郷で「仕埋」をしていた。要するに、御鷹見役を務める代償として、浜平・野栗沢両村の高役は免除されていたが、その分は上山郷全体で肩代わりしていたのである。

ちなみに、正徳三年(一七二三)の「山中領御林相守候致方」という史料には、八倉と神原村の御鷹見に関して「御林八ヶ所者、御鷹見平原村之内八倉之百姓・神原村百姓之内ニ而仕候、八倉之儀ハ居村同百姓諸役内證ニ而仕埋申候、神原村之百姓者仕埋無御座候」とあり、八倉の場合は同村百姓にて仕埋をしているが、神原村の場合は百姓による仕埋はしていないという。

浜平・野栗沢両村の高役をめぐることは、「史料1」の六ヶ条目に、「只今ニ罷成高役為致可申候と、上山惣百姓御訴詔申上候」と、上山郷惣百姓から高役免除の廃止を求める訴えがなされたことがわかる。「史料1」は、

まさにこの訴願に対する反論として作成されたものであるが、その結果については、のちの史料ではあるが、享保一五年(一七三〇)に再び役高仕埋が問題になった際の返答書のなかに、「従先年右六石四升六合之御年貢者御上納申候得共、諸役上山六ヶ村ニ而、従先年仕埋メ来り申候処ニ、池田新兵衛様御代官所之節、當三拾弍年以前、右之仕埋メ上山六ヶ村ニ而御願指上候得者、上州一之宮ニ而御さいきやう之上、先年之通りニ被為仰付候御事」とあって、「當三拾弍年以前」ニ元禄一二年に訴願があつたが、「先年之通り」と命じられたというように、「諸役(高役)免除は維持されたのである。

次の史料も、「役儀」免除のことを述べたものである。

〔史料5〕

手形之事

御巢鷹場ニ御座候付、何成共役儀不仕候、其上御巢鷹之儀ニ付、御公儀様江名主参候とも、先年方人馬・遣錢共出し不申候、名主役ニありき被申候、其上たれ成とも、やく儀仕候と申候者御座候者、我等罷出可申開候、為後日手形如件、

承應二年

中山 縫殿介(印)

巳七月二日

平右衛門殿

拾左衛門殿

新兵衛殿

差出人の「中山 縫殿介」については、前述した八倉村の御鷹見かと思われ、宛所は浜平の御鷹見である。ここでは、「御巢鷹場」であるので

「役儀」が免除されていて、御巢鷹に関わることであっても名主に対する人馬や遣銭も負担していないことが述べられている。この証文が作成された背景は不明であるが、翌年一〇月に浜平の御鷹見が代官宛に差し出した上申書後掲(史料9)に、「御鷹付而權助、御公儀様へ、ありき・伝馬ぶせんヲ取可申と申上候所ニ、御前ニ而申分致候間、其意趣を以様々之偽り申上候事」というように、御巢鷹についての歩・伝馬夫錢をめぐる楯原村名主權助と浜平の御鷹見たちが対立しており、この一件と関係するものであろうか。すなわち、名主が歩・伝馬夫錢を徴収しようとしたのに対し、御鷹見たちが反発し、拒否の根拠として中山郷の御鷹見の場合も、そうした「役儀」が免除されていたことを確認したのではないか。

ところで、須田努氏は、天和より元禄期を御巢鷹山制度の確立期とし、「同時期に御巢鷹山規制は進行し、制度として確立している」と述べている<sup>(30)</sup>。しかし、第4表を通覧する限り天和より元禄期にとりわけ規制が強化されたとも思われず、制度的に大きな変化はないように見受けられる。むしろ、山中領の御巢鷹山制にとってひとつの転機となったのは、正徳三より四年(二七二三より二四)の山内見分と御林の設定ではなかったろうか。次の史料は、正徳三年九月に御鷹見等が差し出した御巢鷹山取締に関する請書である。

〔史料6〕(第4表No.24)

一札之事

一前々々御巢鷹山大切ニ相守候様ニ被仰付、別而今度大切ニ仕、枝木・枯木・風折之古木ニ而茂、一切取申間敷旨被仰付、其上山元之村々ハ不及申、他村ヲ盗取申者御座候者捕へ置、申速御注進可申旨、御巢鷹山荒シ候場所御座候ハ、山元之村并御巢鷹見共ニ、急度曲

上州山中領における御巢鷹山と山林政策の変遷(上)

事ニ可被仰付段、御代官様方被仰付候趣奉畏候、右被仰付候趣大切ニ相守、御巢鷹見相廻り改可申候、尤、御代官様御下知無之内一切伐取申間敷候、若シ荒候場所御座候ハ、申々御兩人江訴可申候、<sup>(早カ)</sup>為後日仍而證文如件、

正徳三癸巳年九月

御割元  
八右衛門殿  
御割元  
覚右衛門殿

野栗沢村  
名主

権三郎  
御鷹見  
九郎兵衛

藤右衛門

六兵へ

茂兵へ

十助

又兵へ

中山之内  
神原村

五右衛門

同  
平原之内  
八倉

孫三郎

上山之内  
楯原村之内  
濱平

庄兵へ  
御鷹見  
甚兵へ

安左衛門

伊左衛門

○以下、上山之内楯原村・乙父村・乙母村・勝山村・新羽村、中山之内平原村・魚尾村の名主・長百姓等、合わせて五三名連署。

ここから知られるように、代官からの御巢鷹山取締に関する申渡しの請書を割元兩名宛に差し出し、文中でも、御巢鷹山荒しがあつたならば「御兩人」すなわち割元兩名に報告することを約しているのである。さらに、正徳四年五月のみさこの尾根御巢鷹山の指定に伴う浜平御鷹見四名による山内保全の請書(第4表No.25、註14に掲載)の宛所は「両御割元中」となっており、享保四年(二七一九)の御巢鷹探索に関する報告書(後掲〔史料14〕)

の宛所も「御割元中」であるなど、御鷹見

が割元の下に位置づけられていることが指摘できる。別稿②で説明したように、正徳

四年(二七二四)に御林が設定された際、御

林・御巢鷹山の支配が「加役」として割元

の職務に組み込まれた。逆に言えば、それ

まで御鷹見は割元からは自立的に御巢鷹山

支配に当たっていたということであり、例

えば〔史料9・12〕が御鷹見から直接代官

に差し出されていることもその証左となろ

う。山内見分開始直後と思われる正徳三年

三月の浜平御鷹見等による請書(第4表

No.23は代官宛であるが、同年九月の〔史

料6〕が割元宛になっているのは、この間

に「割元―御鷹見」という支配ルートが導

入されたためといえよう。

なお、〔史料1〕には野栗沢で二名、浜平で三名の御鷹見の名前がみられるが、浜

平については四名となっている場合が多く、〔史料1〕のように三名の場合もみられ、五名・六名の場合もある(後掲〔史料7・11・13・14〕、第4表参照)。また、正徳・享保年間の御鷹見の人数をみると、第3表のようになる。中山・下山郷の場合、元禄四年(一六九二)閏八月の御巢鷹山手形(後掲〔史料12〕)では八倉村・神原村に各一名であるが、享保期には各二名<sup>(31)</sup>となっている。

## 二 御巢鷹山支配の展開と御巢鷹上納

### (一) 山内取締と生業規制

前章で垣間見たとおり、御鷹見の職務は御巢鷹山の管理・保全、および御巢鷹の発見・上納であるが、本章ではこれらの点をさらに詳しく検証することにした。そこで、まず本節では、浜平の御鷹見に焦点を当てて山内取締の具体相をみておこう。浜平御鷹見による山内取締に関する史料を一覧表すれば、第4表のようになる。

これらのうち、現在のところ初見史料である正保元年(一六四四)の「手形」を掲示してみよう。

〔史料7〕(第4表No.1)

#### 手形仕事

一川うらなかいや山御すたかと御事<sup>(断)</sup>ハリ被成候上者、彼山え以来者出入申間敷候、我等之儀者不及申、たれ成共なかいや山え入申候者、

みつけ次第御法度被仰付候共、少も御うらみと存間敷候、為後日手

形仍如件、

第3表 山中領御鷹見人数の変遷(正徳～享保期)

年月	浜平	野栗沢	八倉	神原	典拠
正徳3.9.	3	6	(1)	(1)	神原・黒沢家文書 57
正徳4.4.	5	7			神原・黒沢家文書 270
享保3.9.		8			神原・黒沢家文書 77
享保5.6.	4	10	2	2	神原・黒沢家文書 72
享保6.11.			2	2	神原・黒沢家文書 319
享保7.3.	4	10	2	(2)	高橋真一家文書 179

第4表 浜平御鷹見に関する山内取締関係史料一覧

No.	年月日	内容	差出人	宛所	典拠
1	正保元年7月27日	川うらなかいや山へ出入停止請書	秋山 弥五右衛門	はま平 三郎左衛門他3名	「高橋真一家文書」番外
2	承応2年6月6日	川うらなかいや山にて伐木詮証文 (くろび4・5本きり「き、板」にひく)	秋山村之弥五右衛門他1名	長右衛門他3名	「高橋真一家文書」番外
3	承応3年10月2日	御鷹山にて伐木見分一件等口上書	平右衛門他3名	代官	「高橋真一家文書」107
4	承応4年5月24日	黒川村近所にて初巢おろしにつき御鷹山・わき山での伐木・野火禁止請書	黒川村 太郎左衛門他11名	長右衛門他3名	「高橋真一家文書」6
5	明暦元年6月23日	黒川山御鷹見衆案内につき誓約書	黒河村 与左衛門他3名	浜平村 長衛門他3名	「高橋真一家文書」番外
6	万治2年8月19日	信州へ山を売るとの証文一件取捌方につき願書	山中浜平村 長右衛門他3名	奉行	「高橋真一家文書」144
7	寛文3年8月13日	浜平山との山境にて伐木詮証文	南相木村名主太左衛門、他名主4名・組頭4名	はま平村 長右衛門他5名	「高橋真一家文書」番外
8	寛文5年2月12日	かいと沢御鷹山度々切荒し詮証文	黒河村 ぬい右衛門他7名	名主権助・はま平村御鷹見衆	「高橋真一家文書」210
9	寛文8年4月10日	御鷹山につき不届詮証文	黒川村 与左衛門他17名	名主五左衛門・御鷹見衆長右衛門他3名	「高橋真一家文書」9
10	寛文8年12月15日	御鷹山近所へ火を落とすにつき詮証文	黒川村、清十郎、他証人組之者4名	名主五左衛門・御鷹見衆・横目衆	「高橋真一家文書」117
11	寛文9年9月2日	「たもきりすけぬきよせ」詮証文	当村(浜平村)惣左衛門、他同村証人市左衛門	浜平村 長右衛門他2名	「高橋真一家文書」番外
12	延宝4年2月24日	黒川山荒し詮証文	大仁田村 金石衛門・曲泉坊	御たかミ衆 長右衛門他3名、はま平村各々様	「高橋真一家文書」26
13	延宝8年11月27日	かさ丸たけ御巢鷹山荒し禁止請書	かより村 宗明院他8名	浜平 御鷹見衆	「高橋真一家文書」5
14	天和3年12月27日	御巢鷹山荒し禁止請書	中沢村 喜左衛門他11名	はま平村 三郎兵衛他2名、御鷹見衆、よこ目六兵衛	「高橋真一家文書」35

15	貞享2年6月21日	御巢鷹山取締請書	浜平村御鷹見庄兵衛他3名、 中沢村2名・塩之沢村3名・ 黒川村2名	(代官)	上野村檜原 「黒沢重明家文書」	43
16	貞享2年8月14日	御巢鷹山・御用木山荒し禁止請書	浜平村 たれく	名主伊右衛門	「高橋真一家文書」	119
17	元禄3年2月29日	中沢山御巢鷹山荒し詫証文	同村(浜平村) 甚兵衛・小左 衛門	浜平村 庄兵衛他2名、何も 御中間衆へ	「高橋真一家文書」	149
18	元禄3年2月晦日	舟か坂御巢鷹山枯木伐採詫証文	中沢村 権四郎他14名	浜平村 庄兵衛他2名、何れ も御鷹見衆へ	「高橋真一家文書」	158
19	元禄3年2月晦日	御巢鷹山荒し禁止請書	中沢村 権四郎他13名	浜平村 庄兵衛他3名	「高橋真一家文書」番外	
20	元禄5年7月晦日	御巢鷹山・御用木山荒し禁止請書	中沢村 六兵衛他5名、其外 村中	浜平村 三郎右衛門他2名、 其外御鷹見衆	「高橋真一家文書」	219
21	元禄13年7月7日	越境持禁止請書	梓山村 名主弥兵衛、他長百 姓3名	浜平村 助左衛門	「高橋真一家文書」番外	
22	元禄14年12月	塩之沢しよひかけ御巢鷹山荒し詫証文	(塩之沢村) 次兵衛他14名	浜平村御鷹見衆	「高橋真一家文書」	206
23	(正徳3年) 3月	浜平御巢鷹山・御用木荒し禁止請書	榎原村名主伊右衛門、浜平村 山守庄兵衛他4名	代官	「高橋真一家文書」	102
24	正徳3年9月	御巢鷹山取締請書	榎原村之内浜平 庄兵衛、他 65名	割元八右衛門・覚右衛門	「神原・黒沢家文書」	57
25	正徳4年5月1日	みさこの尾根保守請書	榎原村之内浜平 庄兵衛他3 名	両割元	「神原・黒沢家文書」	268
26	正徳6年3月19日	品塩御立山近所にて山荒し詫証文	中沢村 次兵衛・庄右衛門、 他五人組3名・証人11名	浜平村 庄兵衛他3名、同惣 村中	「高橋真一家文書」番外	
27	享保2年3月11日	みさこのをね御巢鷹山荒し詫証文	中越村 七之助、他証人3 名、榎原村角左衛門他1名	浜平村 庄兵衛他3名	「高橋真一家文書」	48
28	享保3年正月23日	かいと沢御巢鷹山近所へ野火詫証文	黒川村 平助、他証人5名	浜平村 庄兵衛他2名	「高橋真一家文書」	95

正保元年

申ノ七月廿七日

秋山

弥五右衛門(印)

はま平

三郎左衛門殿

ぬい之丞殿

久七 郎殿

宮内右衛門殿

これは、「川うらなかいや山」が御巢鷹山であることを通告された「秋山」の弥五右衛門が、以後山入りをしない旨を誓約した証文である。「川うらなかいや山」は長岩御巢鷹山のことであり、おそらく弥五右衛門が同御巢鷹山を侵犯したのであろう。「秋山」は信州佐久郡秋山村のことであり、No.2も秋山村の弥五右衛門らが、No.1と同じ「川うらなかいや山御鷹山」において「御鷹山ニ而ハ無御さ候と偽候而、木をきり申候、あき山と(存じ)そんしなかいやにてくろび四五本きり申候而、さ、板ニひき申候」と、黒檜を伐採し箆板に挽いたことに対する詫証文である。このほかにも、信州村々による山荒しを示す史料が幾つかみられる。No.7は佐久郡南相木村の名主・組頭からの浜平山に侵入して伐木したことに対する詫証文で、「我等共、濱平山と拙者共やまさかいニ而、木二三本切り申候」とあり、No.21は佐久郡梓山村の名主・長百姓による詫証文で、「山境を越何ニ而持不仕候、自今以後之義、右之通吟味仕、境を越持いたさせ申間敷候」とある。No.7・21の場合、国境を越えたことが問題とされている。

また、次の史料は南牧領大仁田村による山荒し詫証文である。

〔史料8〕(第4表No.12)

一札之事

上州山中領における御巢鷹山と山林政策の変遷(上)

一黒川山あらし申ニ付而、其元々御(不審)ふしん被仰越候付而、此方相(逆判)れんばんさせ申候而指上申候、乍此上ハ、黒川山へ山取之者一圓越申間敷候、自然参ぬすミ取申候者、何様之曲事を被仰付候共、御うらみと存間敷候、為後日仍如此候、

延寶四年たつ

二月廿四日

御たかミ衆様参

長右衛門様

拾左衛門様

新兵衛様

九郎右衛門様

はま平村各々様へ参

大仁田村

金右衛門(印)

曲泉坊(印)

このように、黒川山荒しに対する大仁田村の金右衛門らの詫証文であるが、以後黒川山へ「山取之者」が入り盗伐をしない旨を誓約している。大仁田村による御巢鷹山荒しについては、前掲〔史料1〕でも述べられている。表示の山荒しの多くは地元村々によるものであるが、右のように他国・他領からの山荒しもあったのである。

以上は、御鷹見による山内取締の一斑であるが、次の史料のように、御鷹見自身が御巢鷹山での伐木を告発されたこともあった。

〔史料9〕(第4表No.3)

乍恐以書付申上候事

一於御鷹山、我等共木ヲ切り申候由、名主権助御手代衆江申上候所、則御見分被仰付候得者、権助一類五人、其外白井村之彦左衛門・おとも村新右衛門、此之者共見分仕候所ニ、おとも村之新右衛門ハ口

よりかへり申候所ニ、見分致候と申上候、白井村之彦左衛門ハ見分致候へ共、書付のせ不申候而、權助わかま、偽り申上候事、

一此度、御公儀様より御見分被仰付候所ニ、右之段申上候儀□□相違仕り候事、

一御鷹山ノ外わき山之儀ハ、のぐり沢入込きり申候、中津川□□何も御鷹山より外、其外之儀ハ、千年よりきり申候、はま平計り之儀ニ而ハ無御座候所ニ、御鷹付而權助、御公儀様へありき・伝馬ぶせんヲ取可申と申上候所ニ、御前ニ而申分致候間、其意趣を以様々之偽り申上候事、

一右之條々、御尋之上口上ニ而可申上候、仍如件、  
承應三年午ノ  
十月二日

平右衛門

重左衛門

新兵 へ

宮内右衛門

御代官様

御披露

浜平の御鷹見四名から代官への上申書であるが、橋原村名主權助から御巢鷹山での伐木を訴えられた御鷹見たちは、權助の「わかま、偽り」であると反論し、御巢鷹山以外の「わき山」では野栗沢村でも伐木していると、浜平村ばかりではないと主張している。この一件は、歩・伝馬夫錢の負担問題も絡んでいたらしく、御鷹見たちは、負担を拒否したことに対する權助の意趣返しであるとも述べている。

同様に名主權助と御鷹見が対立している事例として、No.6が挙げられる。これには「山中奈良原村名主權助、我等などニ山之儀信州へ賣申候と證文

指上ケ申候が、去年中ハ濱平山へ御用木之木屋衆被參候刻、我等共よびよせ度々ニ手形をとられ申候が、其時權助手形を書、我等共無筆ニ候へハよミつけを仕、我等共ニ印判いたさせ申候、權助指上ケ申候手形之儀ハ努々不仕候へ共」とあり、御鷹見が信州側に山を売ったことが問題にされ、御鷹見側は權助に騙されて証文に押印したと主張している。

これらの事件から、ことの真偽はともかく、御鷹見に不正があった場合には、名主が告発や見分行なっていたことが指摘できる。それとともに、御鷹見も山稼に携わっていたことも窺える。

さて、ここで具体的にどんな行為が取締の対象になったのかを確かめておこう。関係史料から摘記すれば、

「なかいやにてくろび四五本きり申候而、さ、板ニひき申候」(No.2)

「於御鷹山、我等共木ヲ切り申候由」(No.3 史料9)

「やまさかいニ而、木二三本切り申候」(No.7)

「御巢鷹山、先年ノ立来り候通り、さかい目方内江入込、木壹本も切あらし申間敷候」(No.14)、

「御巢鷹山之義、常々御留山ニ被仰付候、弥猥ニ入込本木之義ハ不及申上ニ、枝木・下草成共かり取申間敷候」(No.15 史料11)

「御鷹山ニ而かれ木・下草成共切取申間敷候」(No.18 史料4)

「若他所ノ參候而木之かわはぎ候共、成程吟味可仕候」(No.18 史料4)

「向後境目方内ニ而、何木成共大小ニよらす壹本伐取申間敷候」(No.22) などとあるように、御巢鷹山での枯木も含む伐木の規制がまず挙げられる。

そして、大木はもちろん枝木や下草の採取も規制されていた。No.18(史料4)によれば、木の皮をはぐこともあったようである。但し、「御鷹山ニ而ハ

無御さ候と偽候而」(「あき山とそんし」(No.2)とか、「御鷹山ノ外わき山之

儀ハ、のぐり沢入込きり申候、…御鷹山より外、其外之儀ハ、千年よりきり申候〔No.3〕とあるように、御巢鷹山以外の明山・脇山での伐木等は行なわれていたらしい。しかし、「御鷹山之儀ハ不及申ニ、御鷹山之近所ニて成共、木切中間敷候〔No.4〕、「我ま、致、御鷹山之近所江成共さわり候ハ、〔No.18〕などともあるように、御巢鷹山に差し障りがあれば御巢鷹山の近所での伐木も禁止されたのである。

また、「御巢鷹山之儀ハ不及申、其外山右之木立候所々山、自今以後一切荒シ中間敷候〔No.16〕、「御巢鷹山ハ不及申ニ、西沢武兵衛様御登御用木御改被遊候其外あき所ニ而も、山ニす□れ候木、無沙とさわり中間敷候〔No.20〕というように、御用木が存在する山も規制の対象であった。

こうした伐木(盗伐)は、「手前入用間切屋道具〔No.22〕というような家作材等のためといった理由も含まれるが、多くは材木として、あるいは板に加工して売り出すためと思われる。前稿<sup>①</sup>でも指摘したように、

「跡々方板・材木を仕売ニ致シ〔寛文八年〕、

「先年方桶木・そき板取申候而、すきわいニ仕り申候〔宝永七年〕

「御巢鷹山を相除、外之山ニ而前々方山かせき仕渡世致申候、山中領之内江笹板・桶木等売申候」〔笹板・桶木・紙すき舟杯取申候而、山かせきニ而渡世仕来申候〔正徳三年〕

「古来より山稼仕、山内ニ而笹板杯拵、下仁田市日を考、道法六里余之所少々宛せおひ出シ、市人に相払〔享保四年〕

などとあるように、<sup>(32)</sup> 村々では板・材木を売り出し、特に板は「笹板」として売り出されていたのであり、No.2に記載されている笹板も販売用であろう。

また、No.4(後掲〔史料10〕)には、「御鷹山之儀ハ不及申ニ、御鷹山之近所ニて成共、木切中間敷候、御鷹山之儀ハ不及申ニ、わき山へも火も付申

上州山中領における御巢鷹山と山林政策の変遷(上)

間敷候、縦何方ちも野火やけ参候共、見付次第着火ヲけし、御鷹山かばい可申候」とあって、伐木とともに「野火」の取締が挙げられており、これは焼畑の規制を示すものである。No.28もかいと沢御巢鷹山近所での「野火」に対する詫証文であり、また「前方ち被為仰付候通り、山焼中間敷候〔No.16〕・「我等之やまつくり共ニ、御とめ被成候共〔No.11〕とある「山焼」や「やまつくり」も焼畑のことであろう。<sup>(33)</sup>

以上のように、山稼や焼畑、そして狩猟<sup>(34)</sup>などを生業としている村々では、御巢鷹山が設定されることによつて、御巢鷹山への侵犯が厳しく取り締まられるとともに、その周辺を含めて利用上の規制を受けていたのである。

## (二) 御巢鷹上納の変遷

以上のような日常的な山内取締とともに、御鷹山の職務として御巢鷹の上納があった。御巢鷹の上納については、徳川家康の関東入国時分から始まったという言い伝えがあることは前述したが、次の史料は「御巢鷹おろし」があったことを示す初見史料である。

〔史料10〕(第4表No.4)

### 手形之事

一黒川村之近所ニて、去年初而御巢鷹おろし被成候間、今方以後弥た

しなミ、御鷹山へ少も御無沙汰申間敷候、御鷹山之儀ハ不及申ニ、

御鷹山之近所ニて成共、木切中間敷候、御鷹山之儀ハ不及申ニ、わ

き山へも火も付申間敷候、縦何方ちも野火やけ参候共、見付次第欠

着火ヲけし、御鷹山かばい可申候、惣別何方之御鷹山多も御無沙汰

申間敷候、如何様ニも貴殿達被仰次第、少も違背申間敷候、若以来

御無沙汰申候者、如何様めいわくニ罷成候共、少も御恨ニ存間敷候、  
為後日之手形進候、仍如件、

承應四年未ノ五月廿四日

黒川村 太郎左衛門(印)

茂右衛門(印)

長右衛門殿

彦右衛門(印)

十左衛門殿

三郎右衛門(印)

新兵へ殿

与左衛門(印)

助兵衛殿

由右衛門(印)

善十郎(印)

清八郎(印)

善七郎(印)

六之左衛門(印)

縫殿右衛門(印)

市右衛門(印)

(後欠)

これは、黒川村が以後御巢鷹山の管理を厳しくすることを誓約した御鷹見宛の証文であるが、同村の近所で、去年初めて「御巢鷹おろし」があったために取られた措置である。そして、前掲〔史料1〕の一ヶ条目に「春之彼岸より六月迄者山廻を致、御巢鷹見出シ差上申候節ハ、御褒美頂戴仕候」とあるように、御巢鷹上納に対しては「御褒美」が下付された。次掲の〔史料11〕の第二条によれば、毎年本巢を二巢上納していたという。

さて、五代將軍徳川綱吉のもとで將軍家鷹場が廃止され、放鷹制度が縮小されたことは周知の通りであるが、次の史料はこれに対応した山中領(上山郷)の御巢鷹山の動向を示している。

〔史料11〕(第4表No.15)

差上ヶ申一札之事

一 上野國中領上山郷濱平村いたこや一ヶ所・鷹之巢山壱ヶ所・ながいや壱ヶ所、中沢村しなしう壱ヶ所・ふねが坂壱ヶ所、黒川山かいと沢壱ヶ所・ながそり壱ヶ所、塩之沢村よりなんもくへ道筋大入道壱ヶ所、塩之沢村所日かけ壱ヶ所、かより村かさ丸壱ヶ所、都合拾ヶ所御鷹山ニ御座候、跡々ち拙者共御鷹見被仰付候、其外御巢鷹山壱ヶ所も無御座候御事、

一 御巢鷹之儀者、前々年々々本巢式巢差上ヶ申候、其已後者、(天和元年)五年已前

松田又兵衛様・間瀬吉太夫様御代官所ニ罷成、御鷹之義自今已後差上ヶ申義無用ニ仕候。若御用之節者重而被仰付候由、御両所様御意ニ御座候ニ付、其已後者差上ヶ不申候、尤、重而御下知次第ニ差上ヶ可申候、其内御鷹見出シ申候而も、一圓商賣仕間敷候御事、

一 御巢鷹山之義、常々御留山ニ被仰付候、弥猥ニ入込本木之義ハ不及申上ニ、枝木・下草成共かり取申間敷候、右之趣相背候ハ、御鷹見之義者不及沙汰ニ、其村名主・五人組迄、何分之曲事ニも可被仰付候、仍如件、

貞享貳年

丑ノ六月

一 前々々御巢鷹荒シ不申候様ニ、常々被仰付候所ニ、右之通り御代官様江證文、此度差上ヶ申上者、我等共中間にて成ほと吟味仕、御巢鷹山荒シ不申候様ニ可仕候、為後日仍如件、

貞享貳年

丑ノ六月廿一日

濱平村御鷹見

庄兵へ

同

小左衛門

同 甚兵へ

同 安左衛門

中沢村 権四郎

同所 六兵へ

塩之沢村

傳之助

同 本明院

同 長三郎

黒川村 重右衛門

縫之助

是ハ、佐原三右衛門様御代官被遊候時書上ヶ申候證文之写シ、判形為致候覚、

これは、浜平村の御鷹見および御巢鷹山の所在する中沢・塩之沢・黒川村から代官に差し出された請書であるが、第一条で浜平村の御鷹見の管轄する御巢鷹山一〇ヶ所が書き上げられている。そして、第二条には、以前は年々二巢上納していたが、「五年已前：御鷹之義自今已後差上ヶ申義無用」、すなわち天和元年（一六八一）に御巢鷹上納の停止が申し渡されたところである。ただし、御巢鷹山が廃止されたわけではなく、第三条にあるように、引き続き「御留山」として御鷹見の管理下に置かれ、以後も御鷹見による取締が行われたことは、第4表に示した諸史料から明らかである。御巢鷹上納停止に関しては、前掲〔史料1〕でも同様に述べられているが、中山・下山郷の御巢鷹山に關しても次のような史料がある。

〔史料12〕<sup>35</sup>

差上申御巢鷹山手形之事

上州山中領における御巢鷹山と山林政策の変遷(上)

(中略)

合拾ヶ所

右者、御巢鷹山跡々拙者ニ被 仰付、御巢鷹見出シ差上ヶ申候 処ニ、近年ハ御鷹指上ヶ不申候、何時成共被 仰付次第ニ見出シ差 上可申候、御巢鷹有之を商売仕間敷候、若盗取商売仕候者、何様之 曲事ニも可被仰付候、

一 大和田峯之儀者、先規方下草取來、梅ノ木計立置申候、其外ハ御留 山ニ而被仰付候、向後猥ニ入込枝木・下草成共取取申間敷候、右之 旨相背申候ハ、如何様之曲事ニも可被仰付候、為後日御鷹見・名 主、山下名主・長百姓連判手形差上申候、以上、

一千之沢・人穴山之儀者、古來方秩父領上吉田之内女形村甚右衛門御 巢鷹相守候へ共、近年ハ御鷹上り不申、其上他領之儀ニ御座候故、 甚右衛門判形不仕候、

上叅甘楽郡山中領中山郷之内

八倉村

元禄四年未閏八月

御鷹見 ぬい之助

名主 兵 部

神原村

御鷹見 五郎左衛門

名主 角 太 夫

(後略)

中略部分には中山・下山郷の一〇ヶ所の御巢鷹山が記されているが、「御鷹指上ヶ不申候」と、御巢鷹の上納が停止されていることがわかる。その年代については「近年」とあるだけであるが、上山郷と同時とみるのが自然であろう。また御巢鷹を盗み取り商売にすることが禁止されている

が、この点は〔史料11〕の第二条のなかにも「御鷹見出し申候而も、一圓商賣仕間敷候御事」とあり、上納停止のなかで、売買されることがあったことを示唆している。

享保元年(二七二六)に八代將軍となった徳川吉宗が、直ちに放鷹制度を復活したことも周知に属するが、山中領では早くも翌年三月に、南牧領とともに一〇菓程の御巢鷹上納が命じられ、同六月には幕府同心の御巢鷹山見分が通達され、同年内に実際に上納が行なわれた。<sup>(36)</sup> 天和元年(一六八二)の上納停止から三七年を経ての再開である。

さらに、享保七年(二七二二)三月には、代官朝比奈権左衛門から御巢鷹の上納が指示されている。

〔史料13〕<sup>(37)</sup>

甲斐國郡内領

上野國

下野國日光

信濃

飛驒

駿河

遠州

右何茂一ヶ國々一菓つ、差越可申候、巢下シ之義者、卯わり候より十四五日程過巢下し可然候間、夫よりはやくハ無用ニ候、右之通之日積ニ而巢をろし、一番はやき巢之分差越可申候、尤このり見わけられ候ハ、差越間敷候、

一右之通ニ候間、夏至よりの日数之積り相止候事、  
一前々者、巢見出し候節致註進候得共、不及其儀ニ候、且又、かいわ

り候儀、大様下より見積りニ而日数考可申候、若巢をろし致候節、巢鷹ちいさく候ハ、先相止、とくと一生出て候而おろし可然事、

以上、

(享保七年)  
寅二月廿七日

右之通御書付出候間、無間違相心得可申候、巢見出し候ハ、右日数を以一番はやき巢一菓差越可申候、尤一ヶ國々一菓つ、之積りニ候間、遠藤七左衛門御代官所上州大笹村々御鷹上り候者、其段早々可申遣候間、差越候事無用ニ可仕候、随分精出シ巢見出し遣候様ニ可仕候、若油断仕巢かけ候而も其通ニ差置候ハ、御鷹見之者共可為越度候、以上、

寅三月十日 朝 権左衛門

右之通被仰渡奉畏候、随分無油断御鷹見出し、御書付之趣を以御巢をろし仕、持参差上可申候、為其證文指上申候、以上、

寅 三月

上州甘楽郡

朝比奈権左衛門様

御役所

右之通御書付御請書差上申候、随分油断不仕、御巢鷹見出差上可申候、以上、

寅

三月十日

上州甘楽郡山中領  
檜原村之内  
濱平

朝比奈権左衛門様

御役所

御巢鷹見  
三右衛門  
同 甚兵へ

同 孫右衛門  
同 安左衛門

平原村之内八倉  
御巢鷹見

野栗沢村  
同断

孫三郎

七郎兵へ

同 甚左衛門

甚左衛門 平左衛門

神原村

弥四郎 平助

与頭

万助

重助 伊左衛門

同

佐右衛門

茂兵へ 角兵へ

忠左衛門

右ハ、印形致差上候扣写シ、

御役所へ一本、割本へ一本、

このように、甲斐国(郡内領)を始め七ヶ国に対して一巢ずつの上納を求め、指示を出したことがわかる。雖が瞬つてから巢卸までの凡その日数を示し、一番早く巢卸に適した日数に達した巢鷹を上納するように命じられているが、この時上州では、山中領のほか吾妻郡大笹村にも上納の指示が出され、早いほうを上納するとしている。

右の触書より年代はやや遡るが、次の史料は具体的な御巢鷹探索の様子がわかる史料である。

[史料14]<sup>38)</sup>

口上之覚

一 檜沢村大入道山御巢鷹掛ヶ候ハ、夏至方廿日迄之内見出シ次第不及御注進巢下仕、早々指上ヶ可申旨被仰付候趣、度々急度被仰渡候

上州山中領における御巢鷹山と山林政策の変遷(上)

ニ付、随分情出シ山々ニ相詰、今朝迄見廻り申候得共、一圓見出シ不申難儀仕候、半夏前後御巢鷹見立候しゆんニ御座候所ニ、當月ニ入候而者雨天相續、殊ニ半夏前後わけて雨強ク、所々山川共出通路成兼候所ハ、峯つたへニ見廻り申候得共、霧か、り山々見へ兼、依之、羽ふりも見出シ不申迷惑至極仕候得共、相見不申候ハ、来ル廿三四日迄之内、其訳御注進可申上旨被仰付候ニ付、無是悲御訴申上候得者、明廿一日ニ右之御注進御役所へ罷出候様ニ被仰渡、奉得其意候、拙者共御後暗ク不情ニも仕候ハ、後日ニ御聞何分之御断御座候共、一言之儀申上間敷候、為後日一札如斯御座候、以上、

享保四年亥五月廿日

濱平 御鷹見 庄兵衛(印)

同 甚兵衛(印)

同 孫右衛門(印)

同 安左衛門(印)

御割元中

これは、大入道御巢鷹山での御巢鷹探索に関する割元宛の報告書であるが、この年は五月に入って雨天が続き、御巢鷹見立ての「旬」である半夏前後は特に雨が強く、見廻っても山々に霧がかかり、御巢鷹は発見できなかつたようである。浜平御鷹見はこの旨を割元に報告し、割元から代官所へ報告するよう指示を受けている。すなわち、御鷹見が割元の下に位置付けられていることも、この史料から指摘できる。

註

(1) 拙稿「山稼の村と「御免許稼山」——上州山中領を事例として——」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和六二年度、一九八八年、以下前稿①という)、および拙稿「上州山中領における「山守」制の成立と再編」(『徳川林政史研究所研究紀

要三四、二〇〇〇年、以下前稿②という。

(2) 拙稿「村と村―村の統合をめぐる―」(『日本村落史講座5 政治II』雄山閣出版、一九九〇年)。

(3) 拙稿「近世前期の「領」支配と割本制―上州山中領を事例に―」(『地方史研究』二二〇、一九八七年)。

(4) 中島明「御巢鷹山」研究序説―山中領上山郷に例を求めて―(『群馬県史研究』二二、一九七五年)。

(5) 『群馬県史』通史編5(群馬県、一九九一年)三九六―四〇二頁(中島明氏執筆)、中島明著『群馬の林政史―ひとと森林のかかわり―』(みやま文庫、二〇〇四年)、『上野村誌(VIII) 上野村の歴史』(上野村、二〇〇五年)。

(6) 須田努①「山間地域(石高外領域)における「公儀」支配と民衆生活―御巢鷹山制度と御鷹見役をめぐる―」(『関東近世史研究』二四、一九八八年)。なお、須田氏には①論文と関連して、同②「御鷹見役と生業―上州山中領・武州秩父郡大滝村を事例に―」(『群馬歴史民俗』一三三、一九九二年)がある。

(7) 「御巢鷹山」については、始めは「御鷹山」と記されているが、延宝八年の史料(第4表No.13)に「御巢鷹山」とあるのを初見に、以後殆ど「御巢鷹山」と表記される。一方、「御鷹見」については、正徳期以降「御巢鷹見」という表記も混じるが、殆どは「御鷹見」と記されている。そこで、本稿では「御巢鷹山」「御鷹見」で統一することにした。なお、正徳三年三月の史料(第4表No.23)に「山守」とある。この時期、山中領では代官の山内見分が実施され「御林」が設定されるとともに、割元によって自分たちが「山守」に就任し、御鷹見をその「下守」に編成しようとする動きがあった(前稿②参照)。

(8) 高崎市立図書館蔵「中里村神原・旧黒沢覚太夫家文書」以下、「神原・黒沢家文書」という<sup>34</sup>。なお、中里村は現在神流町。

(9) 神流町方場「黒沢建広家文書」以下、「万場・黒沢家文書」という<sup>32</sup>。

(10) 年末詳「上州甘楽郡山中領浜平・中沢・乙父沢・野栗沢四ヶ所御林絵図」(註5「上野村の歴史」所収)をもとに作成した。但し、御巢鷹山の名称表記は第2表に合わせた。

(11) このため、同絵図にはこれら一ヶ所の御巢鷹山の位置は示されていない。

そこで、浜平御林・中沢御林については、別の御林・御巢鷹山絵図(註5「上野村の歴史」所収)により付け加えた。

(12) 「神原・黒沢家文書」270。

(13) 「万場・黒沢家文書」314。同年三月の「山中領御巢鷹山御林之場所数覚」(『万場・黒沢家文書』383)にも三ヶ所が書き上げられている。

(14) この時、みさこの尾根の御巢鷹山指定に関しては、次のような史料がある(『神原・黒沢家文書』268)。

一札之事

一ミつまた向みさこの尾根、前々々ひきす之場ニ御座候ニ付、先月中、殿様御檢分之節、ひきす之場ニ御座候由申上候、勿論前度白井<sup>6</sup>出合之數馬<sup>7</sup>秣取場ニ御座候所と出入罷成、于今埒明不申候得共、ひきす引巢之場紛無御座候間、此度御改間數請申候、弥大切ニ右境之通相守可申候、若山内不埒成義も御座候ハ、何分之御仕置御座候共、一言之義申上間敷候、為後日仍而如件

榑原村之内  
濱平 庄兵衛  
甚兵衛  
伊左衛門  
安左衛門

正徳四年午

五月朔日

両御割元中

このように、みさこの尾根は以前から「引巢」の場所であったことから、今回の見分を機に御巢鷹山に指定されたのであった。

(15) 註4中島論文、註5の諸文献。

(16) 正徳三年時の一ヶ所のうち日影長岩・日向長岩となっていたものが、ここでは「ながいや壱ヶ所」となっているため一〇ヶ所である。

(17) 「神原・黒沢家文書」34。

(18) 元禄四年の御巢鷹山手形では「千之沢山・人穴山 弐ヶ所」とあるが、これが正徳三年時には一ヶ所に数えられている。そのため、一〇ヶ所と九ヶ所の違いになっている。

(19) 上野村榑原浜平「高橋真一家文書」145。

(20) 「神原・黒沢家文書」200。

(21) 「ぬいの助」は、元禄四年閏八月の御巢鷹山手形(註17に同じ)にも「八倉村御鷹見 ぬいの助」とみえ、八倉村在住の「御鷹見」である。

(22) 「高橋真一家文書」203。

(23) 「冒頭の「野栗沢村御巢鷹山拾ヶ所・濱平拾五口<sup>(ケ)</sup>所、合式拾五ヶ所之御巢鷹山」とある部分は、野栗沢村が一五ヶ所、浜平が一〇ヶ所の誤記と思われる。本文中で前述したように、同年と推定される閏九月一日の口上書(註19に同じ)に「野栗沢村ニ御巢鷹山拾五ヶ所、濱平村ニ拾ヶ所、合而式拾五ヶ所之御巢鷹山」とあるのが正しいといえる。

(24) 註6須田①②論文。

(25) 「高橋真一家文書」169。

(26) 「高橋真一家文書」97。

(27) 註9に同じ。この史料には、上山郷についても「山中領御林三拾三ヶ所之儀、以前者御巢鷹山ニ御座候ニ付、浜平・野栗沢村之百姓、右之内御林式拾四ヶ所御鷹見仕候、依之、上山郷榎原村之内六ヶ村ニ而諸役仕埋、内證ニ而仕来申候」とある。なお、仕埋の村が「榎原村之内六ヶ村」となっているが、榎原村の枝郷は一〇ヶ村あること、上山郷の村数が六ヶ村であること、野栗沢村御鷹見も含めた記述であることなどを勘案すれば、「榎原村之内」は誤りと思われる。

(28) 「高橋真一家文書」190。

(29) 「高橋真一家文書」170。

(30) 註6須田①論文。なお、註6②論文において須田氏は、「山中領の御巢鷹山自体は、承応期から徐々に設定されていき、天和・元禄期にかけ、御巢鷹鷹の雛供給地として確立されていく」と述べているが、「史料1」等によれば、天和元年には御巢鷹の上納が停止されている。

(31) 括弧を付した人数について補足しておきたい。正徳三年九月の八倉・榎原村の御鷹見各一名(孫三郎・五右衛門)については、「御鷹見」との肩書は記されていないが(史料6)参照)、浜平・野栗沢村の「御鷹見」に続いて記されていること、そのあと各村々の名主や長百姓の連署になること、享保五年六月の各二名のうちに孫三郎・五右衛門の名前があることにより、御鷹見であったと判断した。また、享保七年三月の榎原村の御鷹見二名(万助・佐右衛門)の肩書は「与頭」

となっているが(史料13)参照)、前年の場合には両人が「御鷹見」となっているため、これも御鷹見として扱った。

(32) 「榎原・黒沢家文書」26・47、「高橋真一家文書」37、「万場・黒沢家文書」315による。

(33) 山中領における焼畑については、永島政彦「生業構造の変化と焼畑耕作―神流川流域の事例から―」(『群馬歴史民俗』一三、一九九二年)参照。なお、火気の原因は焼畑だけではなかった。時代は下るが文久二年の乙父村枝郷神寄の出火始末書(群馬県立文書館寄託「上野村乙父 黒沢丈夫家文書」663)に「他村猟業体之もの之火繩落火ニ而も相起り候哉」とあり、また年未詳であるが、鍋割御巢鷹山での野火一件に関する西五月の榎原村枝郷榎沢村惣百姓申口(榎原・黒沢家文書)621に「榎沢之者計ニ無御座、商人川通り之者も下仁田へ通り申候、商人・市人などはこ吸候而火玉落シ焼立申候哉と奉存候」とあるなど、猟師鉄炮の火繩の火や、商人・市人など通行人の落とした煙草の火が、出火の原因となることもあったことが窺われる。(史料3)に「御鷹山之近所江、當村之清十郎火を落候処ニ」とあるのも、煙草等によるものであろう。

(34) 狩猟について詳細な説明は史料的に難しいが、正徳四年の「上山郷村鑑」(榎原・黒沢家文書)270によれば、当時上山郷で八九挺の「御免鉄炮」があり、その内訳は「猟師筒」五二挺、「驚筒」三七挺とあり、慶安四年の中山郷鉄炮書上(榎原・黒沢家文書)200には、二〇挺の「せつしやうつ、(殺生筒)が書き上げられている。また、享保一五年一〇月の中山郷青梨村鉄炮証文(榎原・黒沢家文書)70に「前々々猟師鉄炮三挺、猟師共所持仕、則猟師共別紙證文差上、猟業仕来申候」とあるのが知られることを、差し当たり指摘しておく。

(35) 註17に同じ。

(36) 註6須田①論文。

(37) 「高橋真一家文書」179。

(38) 「榎原・黒沢家文書」300。